８月３日は「司法書士の日」です。

８／３～８／１０まで、県下各司法書士事務所にて相続に関する無料相談を実施します。

愛媛県司法書士会

愛媛県司法書士会（会長池田誠治）では、「司法書士の日」に合わせ、下記のとおり、無料相談を実施します。

相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に応じ、適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所：平成３０年８月３日～１０日
県下各司法書士事務所で、随時承ります。（要予約）
◆相　談　料：無料
◆相　談　例：登記名義人が先々代のままです。
パートナーに全財産を相続させたいのですが…。
相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。

相続登記とは、相続した不動産の名義を変更することを言います。相続登記は期限が定められておらず、また、登記手続を行わなければ罰せられるというわけではないため、手続きが遅れがちであるばかりか、何代にもわたって放置してしまうこともあります。

不動産の名義を変更していないと、売却する場合や担保にして融資を受けようとする場合などに手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておくと、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、様々なトラブルが発生することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続を行うことが重要となります。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆　本件に関するお問合せ先　◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

愛媛県司法書士会
TEL：089-941-8065　　FAX：089-945-1914
＜住所＞〒790-0062　松山市南江戸一丁目４番１４号
＜ＨＰ＞http://www.shiho-shoshi-ehime.or.jp/